様式第15号(第18条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 賦課年度 | 　 |
| 受益者コード |  |

年　　月　　日

下水道事業受益者負担金等督促状

　　　　　　　　　　　　様

出雲市上下水道事業管理者

　下水道受益者負担金について下記の金額が滞納になっていますので、納付指定期限までに納付してください。延滞金がついている場合は、あわせてお支払いください。

なお、この通知書の到着前にお支払いになられた場合は、行き違いですのでご容赦願います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 下水道事業受益者負担金等 | 期分 |
| 滞納額 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　円 |
| 延滞金 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　円 |
| 督促手数料 |  |  |  |  |  | 円 |
| 納付金額 |  |  |  |  |  | 円 |
| 納付指定期限 | 年　　　　月　　　　日 |
| 延滞金等の内訳 | ○延滞金の計算方法は、次のとおりです。　1　負担金等の未納額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、出雲市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例第10条第1項に規定する割合を乗じた額　2　各期別の未納額に1,000円未満の端数があるとき、又は各期別の未納額の金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。　3　延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。じゆん　4　年当たりの割合は、閏年の日を含む期間においても365日当たりの割合とする。○督促手数料は、督促状1通について100円です。 |

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ 処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市上下水道事業管理者となります。）、提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。